

令和2年第2回八頭町議会定例会

令和2年度

# 施政方針

令和2年3月9日

八頭町長 吉田 英人

## 令和 2 年度施政方針

本日、ここに令和 2 年第 2 回八頭町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用の中、ご参集いただきご審議いただきますことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。

令和 2 年度の予算案並びに諸議案を審議いただくにあたり、私の新年度の町政運営に取り組む所信の一端を申し上げます。

(はじめに)

中国で発生した新型コロナウイルスは世界各地で感染が広がり、世界 50 か国以上の国と地域で感染者が確認されています。日本国内においても感染が広がっており、感染拡大防止のための措置として、全国すべての小中学校、高校、特別支援学校を、3 月 2 日から春休みに入るまでの間の臨時休校を求める国の要請を受け、八頭町におきましても、3 月 3 日から町内小中学校を臨時休校としております。今後、予定しております卒業式等につきましては、必要最小限の人数をもって開催するなど、開催方法の変更等により対応したいと考えておりますし、感染防止対策を国、県との連携のもとに進めることといたしております。

さて、昨年は、記録的な豪雨や大型台風等により全国各地で甚大な被害が発生しました。お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆さま方の一日も早い復旧・復興を願うものであります。

こうした異常気象による自然災害の要因の一つに地球の温暖化があると言われております。地球規模で進行する温暖化の対策は、全世界が取り組むべき喫緊の課題であり、私たちの日々の生活の中で温室効果ガスを減らし、低炭素社会を構築する工夫が求められているところです。こうした地球環境に係わる課題とともに、日本が直面している大きな課題が、人口減少傾向が続く社会にあって、人口の東京一極集中の是正と人口が減少しても地域の魅力と強みを活かした持続可能なまちづくりを実現するというところであります。

国は人口減少に歯止めをかけ地域経済の活性化や、東京一極集中の是正を目標とした「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生、一億総活躍社会、人づくり革命など、次々と新たな政策を打ち出してまいりました。また、国においては、これまでの取り組みをより一層充実強化し、地方創生の更なる推進を図る次のステップとして、昨年末に第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定され、地方公共団体へは、第 2 期となる地方版総合戦略の策定が要請されたところです。

八頭町では、平成 27 年 9 月に策定した「八頭町総合戦略」により 4 つの重点事項を設定し取り組みを行いました。若者や起業家、住民が集う地域コミュニティの

拠点となる「隼 Lab.」の整備、若桜鉄道を活用した観光振興、子育て、教育環境の充実などにより、住民満足度が向上するなど成果を上げてきました。一方、人口面では、これらの地方創生の取り組みにより社会減は縮小傾向になりつつありますが、自然増減では出生者数の減少などにより、人口の減少傾向に歯止めがかからない状況にあります。地方創生は息長く着実な取り組みを継続させることが重要です。今後は、令和 2 年度を初年度とする八頭町の新たなまちづくりの道標となる、「第 2 次八頭町総合計画・後期基本計画」及び「第 2 期八頭町総合戦略」を基本に、八頭町の実情に即した地域課題の解決に向けて、SDGs の理念に基づき、町民の皆様と共に様々な努力をしてまいりたいと考えております。

本年は、平成 17 年 3 月 31 日、地域的にも歴史的にもつながりが深く、八東川流域の町として、互いに協力しながら発展をしてまいりました、旧の郡家町、船岡町、八東町が合併し、新たに「八頭町」が誕生してから、15 周年となる節目の年を迎えます。合併後、それぞれの地域の歴史、文化、伝統を大切にしながら、町民の皆様方が安全に安心して生き生きと暮らせる町を目標に歩んでまいりました。そして今、「令和」という新しい時代の始まりの中で、八頭町の美しい自然と環境を守り、伝統と文化を継承し、人と人との絆を大切に、町民、議会、行政が心を一つに「ワンチーム」となって、新しいまちづくりの歩みを進めてまいりたいと考えております。

#### (経済情勢と国の動向)

令和 2 年 1 月に内閣府が公表した月例経済報告によると「景気は、緩やかに回復している」とし、先行きについては「当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される」としてありますが、令和元年 10～12 月期の実質国内総生産(GDP)が 5 四半期ぶりにマイナス成長となったことや、新型コロナウイルスの感染拡大は先行きが見通せず、企業の生産活動や個人消費の停滞が懸念されるところです。

政府の「令和 2 年度の経済見通しと経済財政運営の基本態度」においては、自然災害からの復旧・復興を加速させるとともに、日本経済の生産性の向上や成長力の強化を通じ民需中心の持続的な経済成長の実現につなげていくことが示されています。また、企業収益を拡大しつつ、賃上げの流れを継続して消費の拡大を図るとともに、少子高齢化に真正面から立ち向かい、若者も高齢者も女性も障がいのある方も皆が生きがいを持ち活躍できる「一億総活躍社会」の実現のため、「ひとづくり革命」及び「働き方改革」を推進しつつ、全世代型社会保障の構築に向け、社会保障全体にわたる持続可能な改革を進めることが明記されております。

日本は今、「令和」という新たな時代の幕開けを迎え、この新しい時代に、これまで世界的にも経験したことのない人口減少や少子高齢化の急速な進展など、直面する様々な局面に対処していかなければなりません。「平成」から「令和」の時代

に引き継がれた課題を国・地方が一体となり、ピンチをチャンスに変えていく視点をもって取り組むことが求められています。本町においても、国の経済財政運営の動向を踏まえつつ、令和2年度の諸施策を着実に推進してまいりたいと考えております。

#### (予算編成)

現在、令和2年度の国の予算案が通常国会で審議されておりますが、総務省が昨年末に公表した令和2年度地方財政対策では、一般財源総額が前年度比1.2%増となる63兆4,318億円で、過去最大となりました。地方税収については、前年度比1.9%増の40兆9,366億円を見込み、地方自治体に交付される地方交付税は、出口ベースで2.5%増の16兆5,882億円、財源不足を補填するために自治体が発行する臨時財政対策債は、3.6%減の3兆1,398億円に抑制され、地方財政の健全化が図られております。

歳出では、地方法人課税の偏在是正措置による財源を活用して、地方自治体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため、新たに「地域社会再生事業費」4,200億円が計上されております。また、平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」については、第2期の総合戦略が始まる令和2年度においても、引き続き1兆円が確保されました。投資的経費は国の防災・減災・国土強靱化の3カ年緊急対策に伴う財政需要が減少したことから、2.0%減の12兆7,600億円となっています。

このような地方財政対策を踏まえ、編成いたしました令和2年度の八頭町の当初予算概要について申し上げます。

令和元年度をもって、平成27年度より取り組みを進めてまいりました「第2次八頭町総合計画・前期基本計画」、「八頭町総合戦略」の計画期間5年が終了いたします。これら計画の5年間の施策を検証し、持続可能な元気あふれるまちづくりの次なるステップにつなげる「第2次八頭町総合計画・後期基本計画」、「第2期八頭町総合戦略」に掲げた事業を着実に推進することを基本に予算編成をいたしました。

令和2年度の一般会計の予算規模は、総額で106億8,800万円となり、前年度と比較して2億6,600万、率にして2.6%の増となりました。主因は、船岡地区まちづくり委員会の拠点施設となる旧船岡保育所の改修事業、町内小・中学校体育館のトイレ改修事業等の普通建設事業、東部行政管理組合可燃物処理場の建設負担金の増等によるものです。

自主財源の柱となる町税収入については、12億9,500万円余を見込み、依存財源の大半を占める地方交付税は、合併算定替えによる特例措置は本年終了しましたが、新たに措置をされた「地域社会再生事業費」等を反映し、対前年0.6%増の49億900万円余を見込んでおります。なお、不足する財源につきましては、財政調整基金等からの繰入れで措置をいたしました。

また、令和2年度末における一般会計の地方債残高は、123億8,500万円、基金残高は、59億1,300万円を見込んでおります。

詳細につきましては、令和2年度の当初予算の提案理由で申し上げます。

#### (主な施策)

次に、令和2年度の主な施策について「第2次八頭町総合計画・後期基本計画」の7つの柱に沿って、「第2期八頭町総合戦略」の施策と合わせて説明させていただきます。

まず、一つ目の柱であります「住民が主役のまちづくり」(協働)についてであります。

一点目は、住民参画社会の推進であります。

町政への住民参加の推進につきましては、計画・実行・評価・改善などPDCAサイクルの一つひとつのステップをしっかりと検証しながら、住民の方々に参画いただき、住民と行政が「ともに」創る協働のまちづくりを進めてまいります。今年も町内14会場で実施しております行政懇談会や村づくり座談会、各種団体との意見交換会などの広聴活動を通じて住民との情報共有を図ることにより、住民ニーズや地域の課題を把握し、より多くの意見や要望をまちづくりに反映させてまいります。

二点目は、人権尊重のまちづくりであります。

令和2年度は、「人権・同和問題に関する町民意識調査」の実施とともに、本町の人権教育・啓発の基本施策を示す「八頭町人権を尊重するまちづくり実施計画」の改訂を行います。

また、情報化が進む中、インターネット上での差別や誹謗、中傷、人権侵害が深刻な問題となっており、これらの対策を県と連携して進めてまいります。町民一人ひとりが人権尊重の社会づくりの担い手として、基本的人権に対する考え方や取り組みを学び、社会に現存する差別や人権侵害など多岐にわたる人権問題解決のための学習活動、啓発活動を積極的に展開することにより、あらゆる差別を許さない人権尊重社会の実現を目指します。

三点目は、男女共同参画の推進であります。

男女がともに働きやすい職場環境づくりやワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組む企業・事業所を着実に増やしていくこととともに、女性があらゆる分野で活躍できるようキャリア形成やキャリアアップに向けた支援を県とともに推進します。

また、現在の施策の基本となっている「第3次八頭町男女共同参画プラン」の計

画期間が令和2年度で最終年となることから、「第4次八頭町男女共同参画プラン」を策定し、男女が共に社会の一員としての役割を果たすとともに、それぞれの個性や能力を最大限に発揮することのできる「男女がともに輝くまちづくり」を進めてまいります。

四点目は、コミュニティ活動の推進であります。

今後人口減少、少子高齢化が進むことが想定される中、住みよい地域社会の形成に向け、住民・地域・行政の協働に取り組みます。地域でできることは地域で解決することを基本とし、住民自らが行う自主防災活動、環境美化運動、地域固有の伝統・文化を継承する活動等を積極的に支援するとともに、協働パートナーである自治会など地域コミュニティ組織との連携により、持続可能な地域づくりに取り組んでまいります。

五点目は、広域行政の推進であります。

住民ニーズの多様化・高度化に伴い、町域にとどまらない広域的な課題や町単独では対応が困難な課題に対しては、広域行政・広域連携で対応していきます。今後も、東部広域行政管理組合によるごみ処理・消防・火葬場等の事業のほか、「麒麟のまち」の枠組みによる観光振興や情報発信、中核市である鳥取市を中心とする連携中枢都市圏での医療・福祉・交通など多くの分野で連携し、住民ニーズに対応する効率的な行政サービスの拡充に努めてまいります。

次に二つ目の柱であります「やすらぎと生きがいのあるまちづくり」（健康・福祉・子育て）についてであります。

一点目は、健康づくりの推進であります。

健康づくり計画「健康やず21」や「食育推進計画」のもと、健康教育や健康相談の充実を図るとともに、特定健診・特定保健指導の効果的実施により、糖尿病等の生活習慣病や慢性腎臓病の予防を推進します。健康づくりへの関心を高めてもらう健康マイレージや健康づくり推進員と連携した受診勧奨、医療機関検診の自己負担軽減など検診受診率の向上を目指します。健診データ・レセプトデータの分析結果をもとに、地域医療機関と連携した疾病予防、重症化予防に引き続き取り組みます。また、老朽化しております地域福祉センターの改修を行います。

二点目は、高齢者福祉・障がい者福祉の充実であります。

第2期の「八頭町地域福祉推進計画」に基づき、「自助」・「共助」・「公助」がきめ細かく補完しあう福祉のまちづくりに取り組みます。高齢者一人ひとりに対し、

フレイル（加齢による老い）などの心身の多様な課題に対応した保健事業を行うため、運動、口腔衛生、栄養、社会参加などの観点から、保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するとともに、第8期となる「介護保険事業計画」の策定を行います。また、地域福祉推進の拠点となる「まちづくり委員会」が未設置となっている地区の早期の立ち上げに努める、活動拠点施設の整備に取り組みます。

障がい者施策は、保健・医療・福祉のみではなく、教育、雇用など広い分野に及んでいることから、各分野との連絡・連携を緊密にし、共に生きる地域社会の実現を目指し、関係機関と連携した相談支援体制の充実による円滑な福祉サービスの提供に努めます。また、身近な地域において安心して保健・医療サービス等を受けることができるよう、精神に障がいのある方が医療機関を受診する際の交通費の助成制度を新たに創設し、経済的負担の軽減を図ります。

三点目は、生きがいつくりの推進であります。

高齢化社会が進展し、多様な働き方が可能な地域社会へと変革していく中で、地域の支え手として、高齢者がこれまで培ってきた豊かな経験、知識、技術等を発揮できる「輝ける場」を増やすべく、老人クラブ、シルバー人材センター等の活動を積極的に支援してまいります。また、周囲との接触が少なくなることで増す高齢者の孤独感・不安感を解消するため、社会福祉協議会等と連携し、スポーツ活動・文化活動・奉仕活動等への参加を推進します。

四点目は、子育て支援の充実であります。

さらなる不妊・不育治療費の支援の充実をはじめ、妊娠・出産期の移動手段の支援として、令和2年度より妊産婦のタクシー利用費助成制度を新たに創設いたします。昨年10月より国による3歳児から5歳児の教育費無償化がスタートしましたが、国の無償化の対象とならない給食実費においても町の単独事業として無償化とし、第2子以降の保育料の無償化による多子世帯の経済的負担の軽減を継続して実施します。延長保育・土曜日午後保育など保護者のニーズに対応した保育サービスの提供、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター事業を充実し、仕事をもちながら安心して子育てできる環境を整えてまいります。また、子育て世代へのLINE等による情報発信、手続きの簡素化を進め、利便性の向上に努めます。

次に三つ目の柱であります「安心安全な暮らしづくり」（交通、防災）についてであります。

一点目は、地域情報化の促進であります。

町内全域への光ケーブル網の整備により、情報通信環境は飛躍的に向上しました

が、まだまだ加入世帯が少ない状況であり、加入率の向上を目指してまいります。

また、マイナンバーカードの健康保険証利用、予防接種や児童手当など、子育て関連手続きをボタン一つで申請できるシステムなど、マイナンバーカードによる公共サービスの効率化が検討されていることから、住民のマイナンバーカードの取得を推進し、各種証明や諸手続など行政サービスのオンライン化を促進いたします。

二点目は、道路・交通環境の充実であります。

町の管理する道路や橋りょう整備は、長寿命化計画をもとに危険度・緊急度の高いものから計画的に改良工事を実施いたします。国道・県道については、近隣市町とも連携しながら継続的な改良や渋滞緩和、交通安全施設の整備について、引き続き国・県等の関係機関に強く要望してまいります。

地域公共交通機関の若桜鉄道、町営バスは、依然として厳しい経営状況ではありますが、運行時間、便数、JRとの接続など住民の利便性を考慮した、より利用しやすい交通手段となるよう努めます。高校生の通学定期購入助成、若桜鉄道とバス事業者連携による切符販売など利用促進に取り組むとともに、タクシーについては、利用者の負担軽減を図るため、引き続きタクシー利用補助により支援してまいります。また、ウーバー等を活用した有償旅客運送の仕組みを検討してまいります。

三点目は、住環境の充実であります。

町営住宅の長寿命化による更新コストの削減を図るとともに、移住・定住の環境整備として、空き家の活用は有効な手段であり、物件の掘り起こし、登録促進による「空き家バンク」制度の充実を図ります。宅地開発は、民間事業者の宅地開発の支援と合わせ、町営の宅地造成事業の実施に向け検討を行います。また、新たに民間事業者が若者向け住宅・アパートを建築する場合の助成制度を創設し、民間賃貸住宅の供給促進と若い世代の定住やI J Uターンがしやすい環境づくりに取り組み、住宅のリフォーム補助や新築住宅取得に対する固定資産税の負担軽減措置を継続し行ってまいります。

簡易水道については、老朽化した施設の計画的な更新を引き続き進め、下水道においては、「ストックマネジメント計画」を策定するとともに、従量制による使用料算定の検討を行います。懸案でありました郡家地域の排水対策については、本格的な事業着手となります。

四点目は、地域防災・防犯体制の推進であります。

近年の記録的な豪雨災害等は激甚化、広域化し、全国どこでも被災地になりうる状況にあり、県と一体となって砂防・治山・治水対策等の自然災害防止事業を推進し、災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。小型消防ポンプ車の計画的更

新等による自主防災組織の活動支援、全集落での防災訓練実施など、住民が主体となった防災体制づくりを進めるとともに、令和2年度より消防施設整備事業補助金の適用範囲を拡大し、ヘルメットや活動服の整備も助成の対象といたします。

交通・防犯対策では、道路の危険個所の点検、交通安全施設の整備による安全な通行・歩行環境の確保に努めます。

また、青色パトロールの実施、防犯灯の適切な配置と管理などにより、安全で犯罪が発生しにくい環境の整備を進めます。

五点目は、消費者保護行政の充実であります。

町民が巧妙な手口による悪質商法や高齢者を狙った振り込め詐欺に巻き込まれないよう、消費生活相談センター、金融機関、警察等と連携し、被害の防止を図ります。また、広報、ケーブルテレビによる啓発、「まちづくり委員会」や「高齢者大学」等での消費者保護出前講座の開催など、消費者としての知識を得る機会を提供することで、被害を未然に防止し、安全・安心な消費生活の実現を目指し、地域ぐるみの取り組みを推進します。

次に四つ目の柱であります「環境共生のまちづくり」（自然と環境保全）についてであります。

一点目は自然環境・景観の保全と活用であります。

先人から受け継いだ素晴らしいふるさとの原風景を守るべく、道路・河川の愛護団体、地域住民による環境美化活動の支援を行うとともに、環境教育、自然に親しむ体験を推進し、環境意識の高揚を図ります。また、道路や河川敷、山林へのごみの不法投棄対策として、環境パトロール、啓発看板の設置などを継続して実施してまいります。

二点目は、資源・エネルギー対策の推進であります。

環境への負荷が少ない再生可能エネルギーの更なる普及と促進のため、太陽光発電施設等の設置、小水力発電施設の整備を県と連携しながら推進してまいります。

また、冷暖房や照明の適切な使用による省エネ、自動車などのアイドリングストップ、買い物袋の携帯によるレジ袋の削減、公共交通機関の積極利用など、二酸化炭素の排出削減の取り組みを、個人から家庭、地域、企業へと広げるとともに、ごみの減量化・再資源化を進め、資源循環型社会の形成を目指します。

次に五つ目の

柱であります「活力ある産業づくり」（産業・観光・雇用）についてであります。

一点目は、農林水産業の振興であります。

認定農業者等への農地の集積、集落営農組織による農作業の効率化・共同化と合わせて、女性農業者、定年帰農者、家族農業者、小規模兼業農家など、多様な担い手の育成・支援に努めます。農業委員会の活動による農地利用最適化の推進、多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金を活用した地域の特色を活かした農業の確立を目指してまいります。また、八頭町産米のブランド化に向けて取り組んでいる特別栽培米「神兔」、県が推奨する「星空舞」など収益性の高い米づくりを推進します。果樹については、経営モデル団地整備、中間管理事業により果樹優良園の維持及び後継者の確保に取り組めます。GI登録された「こおげ花御所柿」は名実ともに日本一の甘柿として地域ブランドを確立し、生産者、JAと連携し、町の特産品として更なる販路の拡大と有利販売を目指します。畜産・酪農では、和牛・乳用牛の増頭・増産に要する経費支援を行います。有害鳥獣対策は、県や猟友会と連携した効果的な被害防止対策と、狩猟者の育成・確保に取り組むとともに、捕獲したシカ・イノシシのジビエ利用を図ります。

昨年4月より新たな森林管理制度がスタートし、財源となる森林環境譲与税を活用し、県・森林組合と連携した円滑な制度実施を推進します。八頭町の森林や林業の問題、課題を整理し、町の森林・林業・木材産業の目指すべき姿と目標を示す「八頭町森林・林業ビジョン」を策定いたします。

また、多様な機能を有する森林を町民共有の財産として、社会全体で支えていく機運の醸成を図るとともに、レーザ航測データやドローンの効果的な活用方法を普及し、作業の効率性・安全性の向上を進めます。

二点目は、商工業の振興であります。

地域の雇用・生活基盤を支える小規模事業者の持続的発展を実現するため、高度化、専門化する経営課題への支援ニーズに対して、商工会などの関係機関と連携した伴走型の相談・指導機能の充実を図ります。

また、新事業展開、起業、創業、事業承継、人材の確保など、小規模事業者の経営課題に対応した助成制度、「八頭町起業家支援補助金」、「八頭町事業承継支援補助金」、「八頭町小規模事業者経営改善資金利子補助金」等の活用による町内事業者の持続的発展と若者世代の起業の支援に取り組めます。

三点目は、観光の振興であります。

自然や景観・歴史・文化・食を大切にしながら、誰もが一度は訪れたい、また、何度も行ってみてみたいと思えるまちを目指します。若桜鉄道そのものを「観光資源」

とし、車窓から広がるのどかな田園風景、昭和の歴史を感じさせるレトロな車両と駅舎をはじめ、若桜鉄道の魅力を活かした「鉄道を見る旅」・「鉄道に乗る旅」・「鉄道で味わう旅」など、都会の鉄道にはない魅力をアピールして、観光誘客を図ります。また、日本遺産、国の重要無形民俗文化財に指定された麒麟獅子舞を活用し、誘客への取り組みを推進します。スポーツ合宿、教育旅行等により八頭町に宿泊する団体等への助成制度を創設し、観光協会・麒麟のまち観光局と連携しながら交流人口・関係人口の拡大を目指します。

四点目は、連携・交流の推進であります。

地域課題の解決に向け、地元の大学を地域パートナーとし、教職員・学生が有する知識、技術を活かした参画と協働の関係を構築してまいります。

また、地域資源を活かした都市と農村との交流を促進し「人・もの・情報」の行き来を活発にします。様々な分野での国際化が加速する中で、国際的視野をもった子どもたちの育成を目指し、韓国横城郡との子ども交流やスポーツ・学術・文化などの交流を促進します。

五点目は、雇用の促進であります。

ハローワークや商工会と連携した求人広告や事業承継に対する助成など雇用の維持・向上に向けた取り組みを推進します。また、県外の多くの学生に県内企業の魅力を伝える情報発信を、県・東部圏城市町の連携・協力のもとに進めます。「兼業・副業」、「雇用関係によらない働き方」など「柔軟な働き方」の希望が増加している現状を踏まえ、コワーキングスペースを活用した新たな働き方を創出する場として、「隼 Lab.」発の取り組みを支援してまいります。

次に六つ目の柱であります「こころ豊かな人づくり」（教育・文化）についてであります。

一点目は、学校教育の充実であります。

学校教育については、知・徳・体の調和がとれた「生きる力」、「生き抜いていく力」を育む教育に取り組めます。

教育の ICT 化が進展する中、電子黒板、タブレット・デジタル教材などを各教科の授業で活用するとともに、プログラミングの体験を通して理論的思考能力を身に付ける学習活動により、子どもたちの創造力、情報活用能力を高めていきます。文部科学省が推進している G I G A スクール構想をもとに、高速大容量の通信ネットワークの環境整備を進めるほか、4 月から本格的にスタートする小学校の英語教育

の充実を図ります。

道徳教育では、名誉町民の方の生き方や知恵を教材化した「八頭町の道徳」を活用し、郷土愛あふれる子どもたちの育成に努めます。きめ細かな指導や支援を図るため、少人数学級による学級編成、スクールソーシャルワーカー等の配置による教育相談体制を充実します。

また、安全安心な教育環境を整備するため、大規模改修が必要な時期となっている郡家西小学校の設計業務に着手するとともに、小・中学校の体育館トイレのバリアフリー化に取り組みます。

二点目は、社会教育の充実であります。

中央公民館、地区公民館などの学びの場を拠点とした地域のつながりや多世代交流を深め、連携・協力して地域の教育力を高めてまいります。また、地域の特色を活かした事業など、学習ニーズに対応した各種教室・講座・体験等の学習機会を積極的に提供します。令和2年度より特技等保有者の登録・活用制度(レジェンド制度)を創設し、より魅力のある生涯学習プログラムの構築に取り組みます。学校、関係機関と連携し、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育む、自然体験活動、集団宿泊体験を推進します。図書館の蔵書の充実、様々な資料・情報の収集、近隣の図書館との連携を進め、住民ニーズに応え「いつでも・どこでも・だれでも」気軽に利用いただける身近な図書館にまいります。

三点目は、生涯スポーツの推進であります。

幼年期から楽しく体を動かす機会を確保し、運動が日常的に定着し習慣化されるよう、スポーツ推進委員によるスポーツ教室の開催や町体育協会主催の町民大会の開催等、ライフステージに応じた生涯スポーツを推進します。今年、記念大会を迎える「森下広一杯八頭町マラソン大会」をさらに魅力あるものとし、マラソンに参加するだけでなく、参加者同士の交流や八頭町の観光など、スポーツツーリズムを楽しむ大会として全国に発信してまいります。

2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会、翌年の生涯スポーツの祭典ワールドマスターズゲーム 2021 関西などの国際大会を契機とした、スポーツ機運の醸成と参加型の楽しむスポーツの推進を図ります。

四点目は、芸術・文化活動の推進であります。

子どもたちが身近に芸術・文化を鑑賞する「青少年劇場巡回公演」、「芸術ふれあい事業」等、優れた芸術・文化に触れる機会を充実するとともに、文化協会等の活動を支援してまいります。

また、旧安部小学校を文化創造拠点として活用し、住民の芸術・文化活動に対す

る関心を高め、活動機会の拡充を図り、優れた作品の展示の場・住民の交流の場としての整備を進めてまいります。

五点目は、文化財の保護・保存であります。

八頭町には、麒麟獅子舞、傘踊り、手踊り、人形浄瑠璃など、地域の長い歴史の中で培われた郷土芸能が今に息づいており、今後も伝統芸能の伝承を推進してまいります。昨年5月、鳥取県東部の1市4町と兵庫県の香美町、新温泉町で構成する麒麟のまち圏域に伝わる麒麟獅子舞と31の文化財からなるストーリーが日本遺産に、また、本年1月には、国の重要無形民俗文化財に「因幡・但馬の麒麟獅子舞」が指定され、因幡・但馬地方に古くより伝わる麒麟獅子舞を広域連携の下、官民一体となって守ってまいります。

最後に七つ目の柱、「効率的で効果的な行財政運営」であります。

本格的な人口減少社会の到来や、財政状況の厳しさが増す中で、住民ニーズを的確に捉え、住民に身近な行政サービスを総合的に提供し、事務事業の整理・見直し、定員管理、職員の資質の向上と能力開発など、限られた財源や人材を最大限に活用した効率的な行政サービスに努めます。また、申請・届け出事務のインターネット活用による簡素化、地方公共団体間の連携による事務の共同処理等をこれまで以上に柔軟かつ積極的に進め、安定的・継続的・効果的な行政サービスの提供につなげてまいります。

財政運営については、歳入の約5割を占める地方交付税や国・県の支出金など依存財源の占める割合が高い財政構造で、合併特例法による普通地方交付税の特例措置期間が終了し、財政運営はこれまで以上に厳しい状況となります。今後、社会保障関係経費、施設の老朽化による維持管理経費が増加することが想定される中で、町税等の徴収強化、国・県の補助制度の活用など歳入・歳出の両面から見直しを行い、効率的で効果的な行財政運営に取り組みます。また、令和2年度で計画期間が終了となる「第3次行政改革推進プラン」、「第3次定員適正化計画」の見直しに着手するとともに、改めて、空き施設の有効活用、今後の庁舎のあり方について検討してまいります。

以上、「第2次八頭町総合計画・後期基本計画」に沿いまして、「第2期八頭町総合戦略」の施策と合わせ、概略を申し上げます。

令和2年度の八頭町の一般会計をはじめとする15会計の予算総額は168億9,800万円余であります。予算案を提出するにあたり、町政に臨む私の所信と行政運営方針を申し上げます。

最初にも申し上げましたように、令和2年度は、「第2次八頭町総合計画・後期基本計画」、「第2期八頭町総合戦略」に基づく新たなまちづくりに踏み出す年となります。持続可能で、町民の皆様が、安全に安心していきいきと生活することができるまちを築いていくとともに、賑わいと活力にあふれ「人が輝き 未来が輝くまち 八頭町」の実現に向けて全力を尽くしてまいりますので、町民の皆様はもとより、議員各位のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、令和2年度の施政方針といたします。